資料２－１

「千葉市こどもプラン（第２期）」の中間見直しについて

１　概要

「千葉市こどもプラン（第２期）」については、毎年度、目標事業量や取組内容を点検・評価するとともに、計画中間年度を目途に、必要に応じて見直しを行うこととしている。令和４年度は計画の中間年度にあたることより、目標事業量や取組内容等について、見直しの必要性を検討する。

２　プラン見直しの考え方（案）

（１）第１章について（子ども・子育て支援事業計画）

≪国の動き≫

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成二十六年内閣府告示第百五十九号）に基づき、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について（※）」が内閣府より示されている。

※国が示す見直しが必要となる基準（抜粋）

①教育・保育の提供

令和３年４月１日時点における実績値について、教育・保育給付認定区分ごとに、市町村計画における「量の見込み」と比較し、10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要と判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行うこととする。

②地域子ども・子育て支援事業の提供

必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更を行うこととする。

①②共通

乖離の原因が、新型コロナウイルス感染症等の影響によるものである場合には、令和５年度以降に見直しを行うことや、「量の見込み」の補正を実施するに当たり、当該影響を十分留意した上で補正を行うなど、適切に対応していただきたい。

≪本市の対応≫

上記「国が示す見直しが必要となる基準」に準拠するほか、下記の「見直しの基準」に基づき見直しの必要性を検討する。

（２）第２章以降について（子ども・若者健全育成及び支援についての計画、ひとり親家庭自立支援計画、こどもの参画推進計画等）

下記の「見直しの基準」に基づき見直しの必要性を検討する。

見直しの基準	見直しの必要性
①他の計画との整合性を図る必要がある場合	有
②制度改正があった場合	有
③事業ごとの国等からの通知や計画等に基づいて見直しを図る必要がある場合	有
④社会・経済情勢の変化に応じて見直しを図る必要がある場合	必要に応じて
⑤人口推計の修正に応じて見直しを図る必要がある場合	必要に応じて
⑥その他の理由により見直しを図る必要がある場合	必要に応じて

～裏面あり～

３　予定

令和４年10月28日	○子ども・子育て会議で中間見直し案（第１章：子ども・子育て支援事業計画部分のみ）の意見聴収
31日	○社会福祉審議会児童福祉専門分科会で中間見直しの「見直し基準」の意見聴収
令和５年３月	○子ども・子育て会議で中間見直し最終案（第１章：子ども・子育て支援事業計画部分のみ）の意見聴収
	○社会福祉審議会児童福祉専門分科会で中間見直し最終案の意見聴収